

建設リサイクル制度見直し

分別解体の基準整備

国交、環境省 再資源化確認で仕組みも方向性示す

国土交通、環境の両省は、今後の建設リサイクル制度の方向性(案)をまとめた。建設資材のリサイクル促進を図るため、建設リサイクル法で把握できる廃棄物量(カパー率)を向上させることが必要だとしたほか、分別解体の施工方法に関する基準の整備を打ち出した。解体工事業者の登録制度では、小規模事業者について、最低限必要とされる技術・資質を担保することが必要だとした。建設廃棄物が適正に再資源化されたことを確認するため、行政が不適正事例を把握できる仕組みを検討することも盛り込んだ。

小規模事業者 技術・資質担保へ

同案は、5日に開かれた進捗策検討小委員会と中央社会資本整備審議会(環境相の諮問機関)環境諮問機関(廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル)では、小規模工事での効

率的な分別、収集運搬の仕組みが必要だと指摘。建築物の解体では、届け出・通知率の向上方策を検討する。建築物の新築や修繕・模様替えについては、現行の規模基準が大きすぎるとの意見も踏まえつつ、さらに検討を進める。

解体工事業者の許可・登録は、現行では、建設業法での許可を持っていない場合に、建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録を義務付けている。

今回示された案では、この解体工事業者について、解体工事の適正な実施

施に求められる技術や資質などを担保することにも、発注者の保護を図ることが必要とした。

再資源化の完了後報告については、現行では、元請業者が発注者に書面報告することを義務付けて、不適正な場合にだけ行政への申告を求めているが、現時点では申告数が1件にとどまっている。このため、行政などの作業事務負担が過度に

ならないよう配慮しつつ、不適正事例を把握できる仕組みを検討することにした。

建設リサイクル法の対象建設工事の事前届け出・通知については、発注者や行政の負担増に配慮した上で、充実を図るとした。具体的には、電式の統一や、案内図の添付を挙げている。リサイクルに支障を来さないよう、廃石・ごぼりの混

入防止も必要とした。建設リサイクル法に基づく特定建設資材の追加に関しては、廃石・ごぼりと建設汚泥を具体的な検討対象として挙げた。ただし、賛否両論があるため、再資源化の効果やコスト面の課題などを勘案して詰めるべきだとした。

同会議では、3月19日に開く次回会合で、中間的整理案を議論する。

20年 2月 6日

建設工業新聞